

職業性疾患・疫学リサーチセンター

関西支部ニュース

発行責任者 水嶋 潔
 東大阪市高井田元町1-3-1
 みずしま内科クリニック内
 TEL06(6781)3330
<http://oe-rc-kansai.sakura.ne.jp>

関西支部第5回定期総会を開催

運動の前進・広がりを実感



佐藤修二先生

7月26日、関西支部は第5回定期総会を開催。「大阪東急イン」を会場に、16団体より48人参加しました。

第一部は、札幌ワーカーズクリニック院長佐藤修二先生による「じん肺・アスベスト～北海道の現状について～」北海道のじん肺および関連の記念講演をおこないました。北海道の粉じん曝露労働の歴史と現在、疾患患者発生状況、じん肺を中心とした症例紹介と課題について、表やグラフ、具体的な事例をまじえて解説していただきました。北海道の鉱山や炭鉱におけるじん肺の歴史から、労災補償の対象とならないじん肺症例が多い点などわかりやすく説明していただきました。

第二部「総会」は、議長に兵庫県建設労連の石上さんを選出。最初に水嶋支部長が開会あいさつを兼ね、この間の再読影事業と労災事例について報告。読影の精度を上げていくことの重要性が強調されました。続いて久保田事務局長

が、この一年の活動報告と新年度の事業計画について議案提案。その後の討論では、加入各団体が活動を報告。議案は全会一致で採択。新年度役員も承認されました。



続いて第三部は、懇親会。足立副支部長の進行で、参加団体より自己紹介がされるなど、交流を深めました。

選出された役員のみなさん（敬称略）

◎常任委員（三役）

- ・支部長：水嶋潔（みずしま内科クリニック院長）
- ・副支部長：足立司（阪神土建労組委員長）
- ・副支部長：小林邦子（大阪アスベスト弁護団）
- ・副支部長：酒井仁巳（京建労書記長）
- ・事務局長：久保田江美（京建労）

◎運営委員：各加入団体より代表1人

◎監事：神田（ひょうご労働安全センター）、仲（建交労）

◎事務局：久保田、橋本（京建労）、石毛（阪神土建）、石上（兵庫県連）、野路（クリニック）

※事務局は引き続き補充していきます

2014年7月26日 第5回定期総会参加状況（16団体より48人参加。順不同）

全建総連関係27（滋賀建築4、京建労6、大建労2、奈良県建築労働組合1、兵庫県連4、阪神土建3、神戸土建1、徳島建労4、中建国保2）ひょうご労働安全センター4、大阪アスベスト弁護団7、アスベスト訴訟関西弁護団1、建交労2、京都民医連1、患者と家族の会1、みずしまクリニック4、講師1

関西支部第5回定期総会・・・各団体の活動報告

○滋賀県建築組合（連 治さん）



今年度の大きな取り組みとしましては、再読影で所見があるにもかかわらず専門医への受診に繋がらなかった反省から、個人情報に注意しながら指導区分⑤の方から順に連絡を取り、再読影の役割や

専門医による二次受診の重要性、受診内容の説明などを行いました。また、会議、レクレーション、定期大会、運動会、新年会など組合員が多く集まる場所で、積極的にアスベスト問題を取り上げることにより、仲間の周知徹底を図りました。平成25年度の「みずしま内科クリニック」で受診された組合員は25名でした。受診対象者数（有所見者数）118名に対し決して多い人数とは言えません。引き続き、二次受診勧奨を行って参ります。

今年に入り、一層の増加が予測される救済活動に対して滋賀県建築組合では書記局と執行部により、「アスベスト対策委員会」を設置しました。安井副組合長をアスベスト対策委員長として、現在は滋賀県建築組合全体を掲げての体制作りを行っているところです。今後は健康診断の受診率を上げる活動、それに伴う胸部レントゲンフィルム再読影受診者の向上、アスベスト被害者救済の手がかりを見つけ段階を経て展開し、幅広く理解を深めたいと願うところです。

○兵庫県建設労働組合連合会（石上博之さん）



〔事例報告〕 姫路の組合員Sさん、再読影で引っかかり平成25年8月末にみずしま内科受診（胸膜プラークあり）9月に支部事務所に相談に来る。7、8年前、姫路の旧S病院で間質性肺炎と言われたことがある。

今回、水嶋先生にじん肺健康診断結果証明書を書いてもらい、兵庫労働局にじん肺の管理区分の申請をする。事業主証明を15年程前にお世話になった事業主の奥さんに書いてもらって提出するが、兵庫労働局に「事業主本人の署名がないと受け付けられない、事業主の奥さんの証明

ではだめ」と言われる。事業主本人の証明が取れるかどうかもう一度確認。最終的に「理由書」を書き受け付けてもらう。「管理区分3イ、続発性気管支炎」の決定を受ける。現在、監督署に労災申請中。

兵庫県建設労働組合連合会では、平成25年度、組合の健康診断を受けた全組合員の「胸部レントゲンの再読影」をおこない、全体で10,135件、水嶋先生に再読影していただき、要観察804人、要精査412人、要加療2人の組合員に再読影の結果を通知し、みずしま内科クリニックの受診をすすめ、健康管理手帳の取得、じん肺の管理区分の申請、労災申請をおこなってきました。

再読影の重要性を全組合員に周知徹底し、引き続き「胸部レントゲンの再読影」に取り組んでいきます。

○ひょうご労働安全衛生センター（西山和宏さん）



昨年12月には、厚生労働省の石綿労災認定事業場名の公表に合わせてホットラインを開設し、2日間で115件の相談に対応しました。健康不安に関する相談が大半でしたが、中皮腫や肺がんを発症

されている方（遺族）からの相談や、石綿肺が疑われる疾病・症状に関する相談も有り、水嶋先生に協力していただきながら関西センターや家族の会の皆さんと一緒にフォロー活動を続けています。アスベスト健康被害に関しては、「家族の会」と連携し、岡山県・広島県・山口県・松江市・北九州市・福岡市・鹿児島県で相談会を開催しました。新たな被災者の掘り起こしにつながり、労災認定へとつながる事案も増えています。

アスベストホットラインの開設時や相談会では相談が集中しますが、通常の相談件数は減少しています。そこで、神戸市在住者のアスベスト被災者の掘り起こしを行うために、新たにチラシを作成し神戸市中央区内の個別チラシ配布を行っています。少しずつではありますがチラシを見ての相談が増加しつつあります。

また、兵庫県下の主要な病院の地域連携室を

訪問し、パンフレット「アスベストを疑え」を提供してきました。病院からの具体的な相談や連絡は入っていませんが、継続して病院を訪問し、パンフレットの活用状況や私たちの活動を説明する機会を増やすことが重要だと考えています。

労災請求の特徴は、労災請求を行ったが不支給となり、その後センターに相談が寄せられ、取り組みを支援するケースが増えていることです。また、兵庫県内だけでなく、広島・山口・福岡・鹿児島からの相談と請求が増えていることが特徴です。「職業性ばく露が認められない」との理由で不支給となった中皮腫の2件の案件が、審査請求で逆転認定となりました。監督署の石綿ばく露調査の不十分さ、ずさんさが気になるところであり、被災者の支援団体が協力し合い、労働行政への監視を強める必要があります。

決定件数は、1年間で29件でした。そのうち、業務上は21件で業務外が8件という内訳です（前年度請求分を含む）。前年度は業務上が17件で業務外が4件でしたので、本年度は業務上・外ともに決定件数が前年度より増えたことが特徴です。困難事案が増える傾向にあり、リサーチセンターの定例会を通じ意見交換や情報交換を行うことが重要になっていると考えます。

石綿肺がんの医学的所見とされている胸膜プラークの有無を巡る丸本裁判は、昨年11月5日に原告の訴えを退ける神戸地裁で判決が言い渡されました。藤井先生や水嶋先生には意見書を作成していただき、大変重要な役割をはたしていただきましたが、裁判所は鑑定医の意見を尊重しました。現在、丸本裁判は大阪高裁で争われており、ばく露実態を明らかにすることが問われています。

石綿小体の本数を巡る北村裁判（石綿小体2551本）は、昨年末に結審する予定でしたが、直前に国側が不支給処分を取り消し労災と認める決定を行いました。もう一件の藤田裁判（石綿小体913本）は、この5月に判決が言い渡され、不支給処分を取り消す原告勝訴の判決が言い渡されました。

他にも、大阪高裁で争われてきた建設労働者の石綿小体998本案件は労災と認められ、東京地裁の日航整備士の石綿小体469本も労災

と認められています。監督署で不支給となっても、訴訟で逆転認定されるケースが続いています。

ところが、新認定基準においても石綿小体の本数で不支給となる案件があります。この6月には、石綿小体1845本で不支給とされた肺がん事案について、岡山地裁に提訴しました。国は本数よりもばく露実態を重視した認定基準への変更するべきであり、石綿肺がんの被災者を救済するためにも国側は認定基準の見直しに早急に着手する必要があります。

○大阪アスベスト弁護団（奥村昌裕さん）



2005年6月30日のクボタショック以降、活動を開始し、現在、約50名の弁護団員が、泉南アスベスト国賠訴訟、関西建設アスベスト大阪訴訟の他、多数の対企業事件を受任し、アスベスト被害者の救済に取り

組んでいます。また、労災申請、管理区分申請、新法申請等のサポート、当番の弁護士による定期的なアスベスト外来診療の立ち会いも実施しています。

大阪・泉南アスベスト国家賠償訴訟第1陣訴訟は、2010年5月25日、大阪地裁において、国の責任を認める勝訴判決を勝ち取りましたが、2011年8月25日、大阪高等裁判所は、地裁判決を覆し、原告全面敗訴の不当判決を言い渡しました。現在、事件は最高裁に係属中です。今年度中にも、高裁不当判決を覆す最高裁の判断が示されるのではないかと期待されています。

第2陣訴訟は、2012年3月28日の大阪地裁判決に引き続き、2013年12月25日、大阪高等裁判所は、国の責任を認める原告勝訴の判決を言い渡しました。国の規制権限不行使の違法時期を昭和33年から平成7年まで認め、国の責任範囲もこれまでの3分の1から2分の1へと引き上げ、また、慰謝料額もこれまでの判例の基準より100万円増額するなど、画期的な勝訴判決を勝ち取ることができました。

建設アスベスト裁判は、2008年に首都圏建設アスベスト訴訟が提訴された後、北海道、京都、大阪、九州の4カ所で次々と後続訴訟が提訴され、大阪と京都では、原告団・弁護団・

支援団体が、「関西建設アスベスト訴訟」として連携して闘っています。

本年2月には、大阪訴訟において水嶋先生に専門家証人として出廷いただき、アスベスト関連疾患や建設作業従事者に広がるアスベスト被害について、また、再読影事業による被害掘り起しについて、ご証言いただきました。提訴から3年を経過し、大阪では来年3月に、京都では5月に結審の予定です。



懇親会で挨拶をする水嶋支部長と奥さん

総会で確認された 関西支部 2014年度事業計画

① 調査研究事業

- ・全建総連傘下の各組合と共同し、「レントゲン再読影事業」を引き続き拡大。建設労働者における健康被害の掘り起こしと被害の実態解明を進める。読影費用は昨年と同様とし、統一の「再読影シート」を活用するものとする。二次受診者について、所属組合による労災申請等のフォローを進めるため、引き続き、組合とみずしま内科クリニックとの間で「受診結果報告書」の活用を進めまる。
- ・支部として、各会員団体での労災申請・認定を促進すること、データを集積し疫学調査に役立てることを目的に、「石綿小体」計測に費用助成する制度の創設を検討。
- ・ANCA陽性の塵肺患者における労災認定について、引き続き研究を進める。

② 情報収集・提供事業

- ・定例会議での「事例検討会」を引き続き充実。
- ・「胸膜プラーク」「間質性肺炎とじん肺」

など、テーマごとの研究会・シンポジウムなどの開催も検討。

- ・事例を集約し、各府県の労働局・労基署への申し入れも検討。

③ 保健相談事業

- ・各地域での講演会や保健相談事業などを検討。

④ 教育事業

- ・医師に対する読影能力の向上、医療従事者の塵肺など職業性疾患に対する理解と対応能力の改善へ、取り組みの具体化を進める。
- ・引き続き、各地での「シャウカステンセミナー」開催を具体化する。

⑤ 広報・啓蒙事業

- ・広報誌「関西支部ニュース」年4回の発行（7月・9月・1月・5月）を予定します。投稿などのご協力をお願いします。
- ・引き続き、ホームページの充実を図ります。
- ・社会労働衛生誌や関連出版物の普及を図ります。

《事務局だより》

【活動日誌 2014年8月】

- ・第38回定例会議：8月26日（火） ニッセイ新大阪ビル 「石綿肺に発症する肺癌の特徴」学習会

【当面の予定】

- ・第39回定例会議： 9月30日（火）午後3時～ ニッセイ新大阪ビル18階 D会議室